

## 北庄内合併協議会専門部会設置規程

(設置)

第1条 北庄内合併協議会幹事会設置規程(以下「規程」という。)第7条の規定により、北庄内合併協議会専門部会(以下「専門部会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、北庄内合併協議会幹事長(以下「幹事長」という。)の指示を受け、北庄内合併協議会規約3条に掲げる事項について、専門的に協議又は調整するものとする。

(組織)

第3条 専門部会は、別表に掲げる部会をもって組織する。

(役員)

第4条 専門部会に次の役員を置く。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 1名

(役員職務)

第5条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、幹事長の要請により、又は部会長が必要に応じて随時開催するものとする。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会長は、必要に応じて関係職員の出席を要請することができる。

4 部会長は、必要に応じて関係する他の専門部会と合同の会議を開催することができる。

(分科会)

第7条 専門部会に分科会を置く。

(報告)

第8条 部会長は、専門部会の協議経過及び結果について、幹事長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 専門部会の庶務は、部会長の属する市町の担当部門が行う。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成16年11月16日から施行する。

別表（第3条関係）

専門部会名
総務部会
企画財政部会
市民生活部会
健康福祉部会
商工観光部会
農林水産部会
建設部会
教育部会
議会部会
総合調整部会